

# ASBJ、SPCへの金融資産譲渡に関し、「金融商品に関する会計基準」等の改正を提案。オフバランス関連の規定を明確化

## Point 1

### 公開草案公表の経緯は？

信託を含めた特別目的会社（SPC）を活用して債権等を流動化する際、SPCが発行する証券の保有者を譲受人とみなして、オフバランス処理の要否を検討することが「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）で定められています。SPCは、証券の発行だけでなく借入により資金調達をする場合もありますが、SPCの借入資金の提供者も譲受人とみなされるのか、つまり「証券」に貸付金も含まれるのかが明確ではないといわれていました。

## Point 2

### 公開草案では何が提案されているのか？

金融商品会計基準等の定めは、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取れるかという観点で評価するものであり、当該観点からは、SPC発行証券への投資者とSPCへの貸付人との間で異なる扱いを設ける特段の理由がないと考えられました。

そのため、SPCへの貸付人も譲受人とみなして金融資産の消滅の認識要件を適用する点を明確化することが提案されています。

## Point 3

### 今後の動きや適用時期は？

本公開草案のコメント期限は、2026年3月31日とされています。

適用時期については、最終基準公表後最初に到来する4月1日以後開始する年度の期首以後実施される金融資産の譲渡より適用することが提案されています。また、原則的な適用日の1年前（前年度）から早期適用できることも提案されています。



## ここに注目！

SPCを活用した債権等流動化スキームでは、これまで「証券」の範囲が不明確であったため、債権等金融資産の消滅の認識について実務上のばらつきがあることが懸念されていました。当該範囲が明確化されることで、「証券」の範囲の不明確さのみを理由として、債権等金融資産の消滅の認識が否定されるという懸念が解消されることが期待されます。

なお、SPCがいわゆる“つなぎ融資”を受けた場合の貸付人は、譲受人としてはみなされない点に留意が必要です。